

## 広島県告示第六百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によつて、次の保安林を解除する旨の通知を農林水産大臣から受けた。

令和元年九月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
安芸高田市高宮町羽佐竹字上日南一一六九〇の二、一一六九一の二
- 二 保安林として指定された目的  
水源の涵養かんよう
- 三 解除の理由  
土地改良事業用地とするため